平成２３年（フ）第５６号
兵庫県たつの市揖西町竹原83番地２
債務者　打浪　裕明
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成23年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第３１号
大分県豊後大野市三重町赤嶺1172番地８
債務者　神品　英二
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　貴史
4　破産債権の届出期間　平成23年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第４１４号
北海道旭川市６条通21丁目1721番地
債務者　佐藤　伴子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月25日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３１号
北海道上川郡比布町北町２丁目１番８－２号
債務者　大瀧　敏夫
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　義尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月26日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０４号
愛知県稲沢市祖父江町四貫堤外68番地２
債務者　渡邊　昭吾
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　秀司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７２２号
仙台市青葉区八幡２丁目13番25号
債務者　中村伊久男
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１００６号
仙台市宮城野区福室２丁目１番33号　サンハイツ福室102
債務者　高橋　　純
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　丈樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８２９号
大阪府和泉市肥子町２丁目９番８－６号
債務者　川﨑　佳之
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２７３号
神戸市北区中里町１丁目８番地の290
債務者　筋　　和雄
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４８号
広島市南区段原南１丁目１番６－304号
債務者　岩崎　玲子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４９号
広島市南区段原南１丁目１番６－304号
債務者　岩崎　信宏
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５５号
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム１丁目10番18号
債務者　里谷　圭一
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　浩嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２４号
広島市西区南観音２丁目３番44―308号
債務者　坂戸　　豊（旧姓先村）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３０号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目12番１号
債務者　三木　裕幸
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１６３号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙758番地４
債務者　西山　　強
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　正嘉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３７１号
群馬県前橋市茂木町1352―４　サンフラット駅前101号、住民票上の住所群馬県前橋市大胡町532番地５
債務者　上田美代子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永島　隆明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産係